

平成24年8月1日

内閣総理大臣

野田佳彦 殿

ハンセン病対策議員懇談会

会長 中曽根 弘 文

ハンセン病問題の最終解決を進める国会議員懇談会

会長 川 内 博 史

国立ハンセン病療養所の職員定員削減の停止等に関する申入れ

1 申入れの趣旨

国立ハンセン病療養所における職員削減等に関し、

① 国立ハンセン病療養所を国家公務員の定員削減の対象から除外すること。

② 賃金職員（期間業務職員）を早急に定員化すること。

等の抜本的改善措置を講ずること。

2 申入れの理由

政府の国家公務員削減計画の国立ハンセン病療養所への適用及びその下での職員不補充、新規採用抑制等により、後遺症による重度の複合障害を有する入所者らは、高齢化や認知症の増加と相まって、医療、看護、介護、給食その他のケア・サービスの著しい後退に生活を脅かされ日々の不安に苦しんでいる。この深刻な事態の中、平成24年7月18日、全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）は、臨時支部長会議を開催し、かかる政策に強く抗議し抜本的改善措置を求めるハンガーストライキ等を断行すると決議するに至った。

そもそも、平成20年法律第82号「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）は、国の隔離政策による被害回復責任等を明らかにした上で（第3条）、
「国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と定める（第11条）。

さらに、平成21年7月9日衆議院本会議及び平成22年5月21日参議院本会議において、「国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議」が採択されたのであるが、両決議は、当時の両議院の津島雄二、藤井裕久両会長の熱意によって実現したものであり、その趣旨は、まさに同法第11条を実効あらしめること、とりわけ、上記公務員削減計画から国立ハンセン病療養所を除外し、賃金職員を定員化し、必要な予算人員等を確保する、という国会の意思を示すことにあった。このことは、決議に至る両議院及び各党での審議の経過に示されている。

しかるに、政府はこれを実行しないまま入所者の療養生活の深刻な悪化を招き、遂には入所者が抗議のハンガーストライキ等を行うと決意させるまでに至った。政府は、今こそ法律及び衆参両院決議を重く受け止め、速やかに要請の趣旨にある抜本的改善措置を講じられたい。

以上